

JDSF 会員・選手・指導員・審判員の皆様へ

次年度(2022)の登録手続きの注意点と 2021 競技年度競技会成績の 2022 競技年度への反映について

2021 年 12 月 10 日
日本ダンススポーツ連盟
事務局

平素は、日本ダンススポーツ連盟の活動に多大なご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。次年度(2022)の登録手続きと 2021 競技年度競技会成績の 2022 競技年度への反映についてご案内いたします。

【次年度(2022)の登録手続きの注意点】

①競技年度と登録年度について

競技年度	1 月 1 日～12 月 31 日
登録年度	4 月 1 日～翌年 3 月 31 日

・従来、競技年度(1 月 1 日～12 月 31 日)と登録年度は同一期間でしたが、昨年の制度改正によって登録年度の期間が上記のとおり変更されました。

②JDSF 会員/選手証の有効期限について

2021 登録年度の会員/選手証の有効期限 2022 年 3 月 31 日

- ・登録選手は現在お持ちの選手証で 2022 年 1～3 月の競技会にエントリー可能です。
※但し、2022 競技年度の新持ち級での出場となります。
- ・未登録選手が 2022 年 1～3 月の競技会にエントリーする場合は、2021 登録年度の選手登録を 2022 年 1 月上旬までに行う必要があります。※未登録でも出場可能な競技区分は除く
- ・2022 年 4 月以降に開催される競技会に出場するためには次年度(2022)登録手続きを行う必要があります。

③2022 登録年度の会員/選手登録手続きについて

- ・制度改正に伴い、次年度(2022)の登録手続きは従来とは異なる時期に行われます。登録窓

口(都道府県ダンススポーツ連盟所属サークルや認定ダンス教室等)からの案内に従って登録手続きを行ってください。

- ・2022 登録年度の会員証/選手証は 2022 年 3 月末以降に発行いたします。

④登録選手や指導員、審判員等の資格者の継続更新期限及び資格喪失について

・選手、指導員、審判員に関する資格規程に関して、各資格登録料の納入期限、未納入の場合等の対応について、公益社団法人として標準化した手続きが求められています。

次年度から納入期限の統一化による規程類の改正を機会に、更新時の規程(有効期限や資格喪失等)を明確にし、標準化された資格更新手続き方法を定め、効率的な運用を目指して参ります。

継続更新期限(次年度の登録料や会費等の納入期限) 毎年 3 月 31 日

<資格喪失>

・登録選手や指導員、審判員資格者は所定の登録料や会費等を毎年継続的に納入いただくことで資格権利が維持されます。納入期限を過ぎたものは、該当の資格が喪失状態になります。

<資格回復手続き>

・納入期限を過ぎてしまい資格喪失となった場合は 3 か月以内に資格回復申請手続きを行うことができます。但し、所定の事務手数料(2,000 円)を納入いただく必要があります。

※資格回復申請手続きは、JDSF 公式ホームページから資格回復申請書を[ダウンロード](#)いただき、申請書記載事項に沿って手続きを行ってください。

【具体例 1】 登録選手の場合

継続更新期限(3/31)を過ぎ、猶予期間内(6/30 迄)に資格回復申請手続きをせずに選手登録を行った方は持ち級が無くなります。但し、選手登録と資格回復申請手続きを行うことで持ち級を回復いたします。

【具体例 2】 指導員(甲種、一般、ジュニア指導員)

継続更新期限(3/31)を過ぎた場合、資格喪失状態となります。但し、猶予期間内(6/30 迄)に資格回復申請手続きと未納分の資格登録料の納入を持って資格回復します。資格喪失状態から必要なお手続きがなされないまま猶予期間を過ぎてしまった場合、特例が認められない限り、資格は完全失効となり再取得する必要があります。

⑤2022 競技関連規程のご案内と移行措置特例緩和について

・このたび、[2022 年競技関連規程集](#)が発行され、JDSF 公式ホームページに掲載しました。主な改訂ポイントと解説は規程集の P72 をご確認ください。なお、今回の改訂に伴い、次年度次年度(2022)の登録手続きと次年度(2022)の競技会の運用進行の中で一部混乱を招く要素がありますので、「競技関連規程 移行措置特例緩和」を適用します。詳細は JDSF 公式ホームページをご覧ください。

【2021 競技年度競技会成績の 2022 競技年度への反映について】

⑥2021 競技年度の昇降級結果の確認方法

・2022 登録年度の会員証/選手証は 2022 年 3 月末以降に発行いたします。お手元に届く前に 2021 競技年度の昇降級結果に伴う各自の新持ち級を確認したい場合は、パソコンやスマホからオンライン会員登録をすることで JDSF 競技会日程サイト (<https://adm.jdsf.jp/>) の「競技会成績」メニューやデジタル会員証で確認できます。
※新持ち級は 1 月以降に確認のこと。

オンライン会員登録方法は[利用ガイド](#)を参照のこと。
<https://adm.jdsf.jp/uploads/guide/RiyouGuide.pdf>

⑦B, C, D 級選手の 1/2 昇級 1 回獲得者の 2022 競技年度への持ち越しの確認方法

・B, C, D 級選手の 1/2 昇級 1 回獲得者の次年度持ち越しは、JDSF 競技会日程サイト (<https://adm.jdsf.jp/>) 競技会結果の 2022 年 1 月の公認 No. 220101 に 1 月以降掲載します。これにより、各自持ち越しの有無を確認出来ます。

【本件に関する問い合わせ】

公益社団法人 日本ダンススポーツ連盟 会員サービスセンター

Tel: 03-6457-1846

Fax: 03-6457-1847

E-mail: kaiin.information@jdsf.or.jp

資格回復申請書

このたび、資格喪失状態の資格を回復いたしたく、資格回復申請事務手数料の納入の写しを添付して申請いたします。

申請日	西暦	年	月	日		
フリカナ				登録 番号	会員番号	組織コード
氏名	印					
現住所	〒					
電話番号				携帯番号		

資格回復したい該当資格にシ点()

資格回復希望	<input type="checkbox"/> 選手	※選手は持ち級の回復となります。
	<input type="checkbox"/> 指導員	以下、回復したい指導員資格の種類を全て○で囲んでください。 なお、資格回復事務手数料は指導員資格を複数所持していても1資格分となります。 (一般 甲種特定指導員 ジュニア指導員)
	<input type="checkbox"/> 審判員	

<p>●資格回復申請手続きの流れ</p> <ul style="list-style-type: none">・当申請紙に必要事項を記入の上、事務手数料を指定の金融口座に振込後、所属団体(都道府県連盟等)にご提出ください。 事務手数料 2,000円 × 回復資格分・所属団体担当者は申請書を取りまとめ、JDSF本部 会員サービスセンター宛に所定の期日迄に提出のこと。 受付期間(猶予期間) 毎年4月1日～6月30日 提出期限: 6月30日必着・資格回復処理は資格回復申請書の事務手数料の納入と未納分の資格登録料の納入をもって資格回復となります。 <p>●注意事項</p> <p>資格喪失状態から3ヶ月間は資格回復が可能な猶予期間となります。しかし、必要なお手続きがされないまま猶予期間を過ぎてしまった場合、特例が認められない限り、資格は完全失効となり再取得する必要があります。</p>	<p>郵便払込金受領証あるいは その写しをここに貼付してください</p> <p>郵便払込取扱票の通信欄に必ず 「資格回復申請料」と明記して下さい。</p> <p>※送金手数料は申請者負担です</p> <p>●振込先:</p> <p>【振込先】 ゆうちょ銀行(9900) 0一九(セロイチョウ)店 当座預金: 0759560 【郵便振替】 口座番号: 00110-1-759560 口座名義人: JDSF登録管理部</p>
--	--

提出先所属団体 担当者記入欄

所属団体名	担当者名	JDSF 本部提出日
		西暦 年 月 日

JDSF 本部処理欄

受付日	受付番号	JDSF 本部承認可否	備考(資格回復日等)
西暦 年 月 日			